

開業する緑樹会会員への祝品贈呈基準

1. 趣旨

緑樹会会員における医院等の開業に際し、祝品贈呈基準を定める

2. 贈呈条件

緑樹会会員が以下の条件をすべて満たす場合

- (1) 令和3年4月以降に開業し、開業1年以内の者
- (2) 会費を直近5年納入していること
- (3) 近隣医師会に入会していること

3. 贈呈品

- (1) シンボルマーク入りスクラブ・パンツセット、またはスクラブ2枚（ミズノ社製）
- (2) シンボルマーク入りクリスタル置き時計

4. 申請方法

指定の申請書類に記載し緑樹会事務局に提出

5. 実施

令和3年6月11日受付開始